

レンタルサービスオフィス

義務的な賃借人の移転支援

トリガーとなる
出来事



理由なく立ち退きを
求められる

または

10%以上の賃料値
上げ

または

賃貸借契約の大幅
な変更

または

賃貸借の非更新

または

適格な家主の解約
理由

通知：賃貸借契約終了の少なくとも90日前に、解約通知、増額通知、移転支援通知とともに、家主は借主に「借主の権利と義務」を説明する必要があります。

→ **家主のアクション**：賃貸借契約終了の少なくとも45日前に移転支援金を借主に支払わなければならない

→ **借主のアクション**：賃料値上げの通知から45日以内に移転支援*を希望する場合は、家主に書面で通知しなければならない

家主のアクション：借主が移転支援を要請する旨を書面で通知した日から31日以内に移転支援金を支払わなければならない**

→ **借主のアクション**：移転支援*を要請する場合は、賃貸借契約の大幅な変更から45日以内に家主に書面で通知しなければならない

家主のアクション：借主が移転支援を要請する旨を書面で通知した日から31日以内に移転支援金を支払わなければならない**

*移転支援の要請は、賃貸借契約終了の通知ではありません。
**移転支援金を受け取るには、借主の退去が必要です。

→ **家主のアクション**：賃貸借契約終了の少なくとも45日前に移転支援金を借主に支払わなければならない

→ **家主のアクション**：賃貸借契約終了の少なくとも45日前に移転支援金を借主に支払わなければならない

詳細はこちら

電話番号：503-823-1303

電子メール：RentalServices@PortlandOregon.gov

ウェブサイト：PortlandOregon.gov/PHB/RSO



**Portland
Housing Bureau**

Mayor Ted Wheeler • Director Shannon Callahan

移転支援金

\$2,900 **\$3,300**

スタジオ/SRO

1ベッドルーム

\$4,200 **\$4,500**

2ベッドルーム

3ベッドルーム

